公立大学法人宮城大学役員報酬等規程

平成２１年４月１日

規程第６５号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　職員　公立大学法人宮城大学賃金規程（宮城大学規程第 66 号。以下「賃金規程」という。）の適用を受ける職員をいう。

二　職員兼務役員　職員を兼務する理事をいう。

三　常勤役員　理事長、副理事長及び常勤の理事であって、職員兼務役員以外の者をいう。

四　非常勤役員　非常勤の理事及び監事をいう。

（役員の報酬）

第３条　常勤役員に対する報酬は、給料、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

２　非常勤役員に対する報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

３　職員兼務役員に対する報酬は、役員手当とする。

（報酬の支給日）

第４条　常勤役員の報酬（期末特別手当を除く。）は、職員の給料の支給日に支給し、期末特別手当は職員の期末手当の支給日に支給する。

２　非常勤役員の報酬は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

３　職員兼務役員の報酬は、職員の給料の支給日に支給する。

（給料）

第５条　常勤役員の給料月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　理事長　　９８４，０００円

二　副理事長　　９７９，０００円

三　理事　　７２０，０００円以内で理事長が定める額

（地域手当等）

第６条　常勤役員に支給する地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

（期末特別手当）

第７条　期末特別手当は、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

２　期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７２．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月未満　１００分の３０

３　前項各号に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。

４　基準日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者がこの規程の適用を受ける常勤役員となった場合は、その期間内においてそれらの常勤の職員として在職した期間は、前項の在職期間に算入する。

一　職員が常勤役員となるため公立大学法人宮城大学退職手当規程（宮城大学規程第 67 号。）に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった者

二　宮城県職員（以下「県職員」という。）が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号。以下「派遣法」という。）第２条第１項の規定に基づき、常勤役員となるため法人に派遣され、かつ、引き続いて常勤役員となった者

５　基準日前１箇月以内に常勤役員を退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は派遣法第５条の規定により県職員の職務に復帰した場合には、第１項後段の規定にかかわらず期末特別手当は支給しない。

６　第２項の規定による期末特別手当の額は、公立大学法人宮城大学評価委員会条例（平成２０年宮城県条例第１２号）第１条に規定する公立大学法人宮城大学評価委員会が行う法人の業績評価の結果及びその者の常勤役員としての業績に応じ、その額の１００分の１０の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

７　前各項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

（非常勤役員手当等）

第８条　非常勤役員手当は、次の表のとおりとする。

区分	日額
理事	３０，０００円
監事	３０，０００円

２　非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償とし、その額の算出方法等については、公立大学法人宮城大学旅費規程（宮城大学規程第 68 号）の適用を受ける職員の例による。

（役員手当）
第９条　役員手当の額は、月額１００，０００円とする。ただし、賃金規程により管理職手当を支給されている職員兼務役員には、役員手当は支給しない。
２　前項の規定にかかわらず、当該管理職手当の月額が１００，０００円に満たない場合は、１００、０００円から当該管理職手当の額を差し引いた額を支給する。

（日割計算）
第１０条　新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
３　常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（報酬の支払方法）
第１１条　役員の報酬は、当該役員が指定する本人名義の預金口座に振り込むことにより支払うものとし、役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、職員の例により当該金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）
第１２条　この規程により計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（退職手当）
第１３条　役員に対する退職手当は、これを支給しない。

（適用除外）
第１４条　第７条の規定は、理事長には適用しない。

（その他）
第１５条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、職員の例によるほか、理事長が別に定める。

附　則（H21.4.1　第１回理事会）
１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
２　第５条の規定にかかわらず、平成２１年４月１日から平成２３年３月３１日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、理事長にあっては、基礎額に１００分の８、副理事長及び理事にあっては、基礎額に１００分の１．８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。
附　則（H21.11.25　第13回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成２１年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１５０を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附　則（H22.11.29　第32回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成２２年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１５０を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附　則（H23.3.23　第38回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（給料の特例）

２　第５条の規定にかかわらず、平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、理事長にあっては、基礎額に１００分の３、副理事長及び理事にあっては、基礎額に１００分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

（役員手当の特例）

３　第９条第１項の規定にかかわらず、平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日までの間に係るものに限り、役員手当の額は、同項の規定により定められる額から１００分の１を乗じて得た額を減じて得た額とする。

４　第９条第２項の規定にかかわらず、平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日までの間に係るものに限り、同項中「１００，０００円」とあるのは、「１００，０００円から１００分の１を乗じて得た額を減じて得た額」とする。

附　則（H23.11.30　第48回理事会）

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則（H25.3.27　第67回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（給料の特例）

２　第５条の規定にかかわらず、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、理事長にあっては、基礎額に１００分の３、副理事長及び理事にあっては、基礎額に１００分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

（役員手当の特例）

３　第９条第１項の規定にかかわらず、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に係るものに限り、役員手当の額は、同項の規定により定められる額から１００分の１を乗じて得た額を減じて得た額とする。

４　第９条第２項の規定にかかわらず、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に係るものに限り、同項中「１００，０００円」とあるのは、「１００，０００円から１００分の１を乗じて得た額を減じて得た額」とする。

附　則（H25.6.26　第70回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２５年７月１日から施行する。

（給料の特例）

２　第５条の規定及びこの規程の附則（H25.3.27 第 67 回理事会）第２項の規定にかかわらず、常勤役員の給料月額は、平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの間に係るものに限り、第５条の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に１００分の１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

（役員手当の特例）

３　第９条第１項の規定による役員手当の額は、同項及びこの規程の附則（H25.3.27 第67回理事会）第３項の規定にかかわらず、平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの間に係るものに限り、第９条第１項に規定する額から１００分の１０を乗じて得た額を減じて得た額とする。

４　第９条第２項の規定による役員手当の額は、同項及びこの規程の附則（H25.3.27 第67回理事会）第４項の規定にかかわらず、平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの間に係るものに限り、管理職手当の月額が１００，０００円から１００分の１０を乗じて得た額（以下「減額後の額」という。）に満たない場合は、減額後の額から当該管理職手当の額を差し引いた額とする。

附　則（H26.12.24　第91回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２６年１２月２４日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、平成２６年１２月１日から適用する。

（報酬の内払）

２　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（H27.3.25　第94回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（給料の特例）

２　第５条の規定にかかわらず、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、理事長にあっては、基礎額に１００分の３、副理事長及び理事にあっては、基礎額に１００分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

附　則（H27.12.24　第104回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２７年１２月２４日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成２７年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７２．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（H28.12.22　第117回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２８年１２月２２日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成２８年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（H29.3.22　第120回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（給料の特例）

２　第５条の規定にかかわらず、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、理事長にあっては、基礎額に１００分の３、副理事長及び理事にあっては、基礎額に１００分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

附　則（H29.12.21　第131回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成２９年１２月２１日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成２９年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（H30.12.21　第143回理事会）

（施行）

１　この規程は、平成３０年１２月２１日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、平成３０年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７７．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（R1.12.25　第156回理事会）

（施行）

１　この規程は、令和元年１２月２５日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和元年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７２．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（R2.11.25　第167回理事会）

（施行）

１　この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和２年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１６５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附　則（R3.11.24　第180回理事会）

（施行）

１　この規程は、令和３年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和３年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１５７．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附　則（R4.12.27　第194回理事会）

（施行期日）

１　この規程は、令和４年１２月２７日から施行する。

（令和４年１２月に支給する期末特別手当に関する特例）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和４年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１６７．５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期

間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（R5.3.22　第198回理事会）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（R5.12.27　第206回理事会）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年１２月２７日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、令和５年４月１日から適用する。ただし、第７条第２項の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する期末特別手当に関する特例）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和５年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附　則（R6.12.25　第218回理事会）

（施行期日）

１　この規程は、令和６年１２月２５日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学役員報酬等規程の規定は、令和６年４月１日から適用する。ただし、第７条第２項の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（令和６年１２月に支給する期末特別手当に関する特例）

２　第７条第２項の規定にかかわらず、令和６年１２月に支給する期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額の合計額を加算して得た額に、１００分の１７５を乗じ、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。